

# 吳市陸上競技場整備事業

## 要求水準書

令和8年4月1日

吳市

## 目 次

<b>第1 総則</b> .....	1
1 要求水準書の位置づけ.....	1
2 事業目的.....	1
3 事業における基本方針.....	1
4 業務範囲.....	2
5 事業期間.....	2
6 遵守すべき法令等.....	2
7 準じるべき要綱・基準等.....	5
8 要求水準書の変更.....	6
9 特許・著作権等の使用.....	6
10 モニタリングの実施.....	6
11 保険の付保等.....	6
<b>第2 整備対象施設の基本条件</b> .....	7
1 事業対象地について.....	7
2 整備対象施設の概要.....	11
3 整備における前提条件.....	11
<b>第3 整備対象施設の要求水準</b> .....	12
1 基本要件.....	12
2 本施設の整備条件.....	13
3 各施設・諸室における要求水準.....	14
<b>第4 業務実施に係る要求水準</b> .....	23
1 総則.....	23
2 設計業務（土木・建築）.....	24
3 建設業務（土木・建築）.....	25
4 工事監理業務（土木・建築）.....	28
5 その他関連業務.....	29
<b>第5 提出書類</b> .....	30
1 計画書.....	30
2 報告書, 成果品等.....	31

## 添付資料

添付資料一覧	
添付資料1	事業対象地 見取り図
添付資料2	事業対象地測量図[CADデータ]
添付資料3	事業対象地高低差プロット図[CADデータ]
添付資料4	インフラ等の状況[PDFデータ]
添付資料5	呉市総合スポーツセンター機能移転再配置資料作成業務 報告書～地質調査編～（抜粋版）
添付資料6	既存施設の取扱い方針
添付資料7	現陸上競技場 図面
添付資料8	入船山公園関係図面一式
添付資料9	現陸上競技場から移設する備品リスト

※添付資料2・3の[CADデータ]希望者にデータを送付する。データを希望する者は、電子メールの件名に「CADデータ希望」と記載すること。電子メールの宛先は、実施要領「第8 6 事務局」を参照すること。なお、電子メール送付後、電話にて受信確認をすること。

## 閲覧資料

閲覧資料一覧	
閲覧資料	市上水道及び県工業用水管の埋設状況

※閲覧資料は、希望者に閲覧を認める。資料閲覧の申込受付は、閲覧希望日の3日前までとし、閲覧期間は募集要項公表日から参加資格審査書類の受付日までとする。閲覧を希望する者は、希望日時（第1～3希望まで）を電子メールにて通知すること。電子メールの件名には「資料閲覧希望」と記載すること。電子メールの宛先は、実施要領「第8 6 事務局」を参照すること。なお、電子メール送付後、電話にて受信確認をすること。

## 第1 総則

### 1 要求水準書の位置づけ

「呉市陸上競技場整備事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）は、呉市（以下、「本市」という。）が、呉市陸上競技場整備事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定に当たり、本事業の業務遂行について、事業者に対して要求する仕様の水準を示すものである。

なお、要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な工事や業務等については、本書に明記されていない事項であっても事業者の責任において全て完備又は遂行するものとする。

### 2 事業目的

本市の拠点スポーツ施設として役割を担ってきた呉市総合スポーツセンターが開所から30年以上が経過し、施設全体の老朽化やアクセス面での課題を踏まえ、各スポーツ施設の移転・再配置の検討を行い、陸上競技場については、入船山公園多目的広場（以下「事業対象地」という。）に移転することが決定された。

本事業では、陸上競技場及び附帯施設（以下、「本施設」という。）を事業対象地に整備するに当たり、事業者が持つ民間のノウハウを活用し、効率的かつ効果的に事業を行うため、設計・施工一括発注方式（以下、「DB方式」という。）で整備することを目的とする。

### 3 事業における基本方針

本事業は、以下に掲げる基本方針に基づき、実施する。

#### ア 呉市のスポーツ振興に寄与する施設

呉市スポーツ振興計画に掲げる「市民の豊かなスポーツライフの実現と、より高いレベルを目指す競技者を支えることで生まれるコミュニティの創出により、活発なスポーツ社会を実現」に寄与する本市の新たなスポーツ拠点施設とする。

#### イ 多様な施設利用者に対応した施設

障がい者、高齢者、子どもたちなど、あらゆる方々が快適に利用できるユニバーサルデザインを取り入れることにより、誰もがスポーツに参加する機会を得ることができる施設とする。また、市民ニーズの変化に柔軟に対応できるとともに、長寿命化に考慮した施設整備計画とする。

#### ウ 事業対象地の立地特性や周辺施設との相乗効果を踏まえた施設

本事業対象地である幸町地区は、市民や観光客が歴史・文化・芸術に親しむことができる地区である。特に入船山記念館など歴史的建造物に隣接するため、周辺施設の景観に配慮しつつ、歴史・文化施設との調和が図れる施設とする。

#### エ 民間技術力等の活用

本事業の設計段階から、事業者が参加を行うことにより、保有する得意分野の技術を有効活用し、部材の選定、施工方法・工程管理の最適化による工期の短縮、コ

ストの抑制とともに、ランニングコストに配慮した計画とする。

#### 4 業務範囲

##### (1) 設計業務（土木・建築）

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務（土木・建築）

##### (2) 建設業務（土木・建築）

- ア 既存施設の解体撤去等工事業務
- イ 建設業務（土木・建築）
- ウ 上水道管の移設業務（土木）
- エ 什器・備品等の設置支援業務
- オ 中間・竣工検査及び引渡し業務

##### (3) 工事監理業務（土木・建築）

- ア 工事監理業務（土木・建築）

##### (4) その他関連業務

- ア 各種許認可申請等の手続業務
- イ 陸上競技場の公認取得申請支援業務
- ウ その他これらを実施する上で必要な関連業務

#### 5 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日の翌日から令和 11 年（2029 年）8 月 31 日までとする。なお事業者の提案により、設計・建設期間を短縮することを可とする。

業務	期間
契約の締結	令和 8 年（2026 年）9 月
設計・建設期間	令和 8 年（2026 年）10 月～令和 11（2029 年）年 8 月
事業終了	令和 11 年（2029 年）8 月

#### 6 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、次の関係法令や要求水準書に記載のある資料等を遵守すること。なお、本事業の実施に関して特に留意すべき関係法令、条例、適用基準等は次のとおりであり、常に、最新版を確認し適用すること。

##### (1) 法令等

- ア 社会教育法
- イ スポーツ基本法
- ウ 健康増進法
- エ 興行場法
- オ 都市計画法
- カ 都市公園法
- キ 建築基準法
- ク 建築士法
- ケ 建設業法
- コ 消防法

- サ 警備業法
- シ 道路法
- ス 道路交通法
- セ 水道法
- ソ 下水道法
- タ 宅地造成及び特定盛土等規制法
- チ 高圧ガス保安法
- ツ ガス事業法
- テ 電気事業法
- ト 環境基本法
- ナ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ニ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- ヌ 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ネ 資源の有効な利用に関する法律
- ノ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ハ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ヒ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- フ 水質汚濁防止法
- ヘ 土壌汚染対策法
- ホ 大気汚染防止法
- マ 騒音規制法
- ミ 振動規制法
- ム 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に促進に関する法律
- メ 景観法
- モ 屋外広告物法
- ヤ 電波法
- ユ 文化財保護法
- ヨ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ラ 労働基準法
- リ 労働安全衛生法

## (2) 条例等

- ア 広島県建築基準法施行条例
- イ 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例
- ウ 広島県生活環境の保全等に関する条例
- エ 広島県暴力団排除条例
- オ 広島県福祉のまちづくり条例
- カ 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例
- キ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- ク 広島県環境基本条例
- ケ 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例
- コ 広島県土砂の適正処理に関する条例

- サ 広島県文化財保護条例
- シ 広島県屋外広告物条例
- ス 広島県男女共同参画推進条例
- セ 呉市興行場法施行条例
- ソ 呉市都市公園条例
- タ 呉市火災予防条例
- チ 呉市暴力団排除条例
- ツ 呉市個人情報の保護に関する法律施行条例
- テ 呉市道路の構造の技術的基準等を定める条例
- ト 呉市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- ナ 呉市高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- ニ 呉市水道事業給水条例
- ヌ 呉市下水道条例
- ネ 呉市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例
- ノ 呉市環境基本条例
- ハ 呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ヒ 呉市景観条例
- フ 呉市文化財保護条例
- ヘ 呉市屋外広告物条例
- ホ 呉市犯罪防止による安全なまちづくり推進条例
- マ くれ男女共同参画推進条例
- ミ 呉市情報コミュニケーション条例
- ム 呉市手話言語条例
- メ 呉市ポイ捨て等防止に関する条例

### (3) 規則等

- ア 広島県建築基準法施行細則
- イ 建設業法施行細則
- ウ 広島県道路占用規則
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
- オ 呉市建築基準法施行細則
- カ 呉市都市計画法施行細則
- キ 呉市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
- ク 呉市危険物規制規則
- ケ 呉市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則
- コ 呉市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
- サ 呉市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則
- シ 呉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則
- ス 呉市公有財産規則

## 7 準じるべき要綱・基準等

### (1) 要綱・基準等

ア 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）

### (2) 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（ 〃 ）

イ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（ 〃 ）

ウ 官庁施設の環境保全性基準（ 〃 ）

エ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（ 〃 ）

オ 官庁施設の防犯に関する基準（ 〃 ）

カ 建築設計基準（ 〃 ）

キ 建築構造設計基準（ 〃 ）

ク 建築設備計画基準（ 〃 ）

ケ 建築設備設計基準（ 〃 ）

コ 構内舗装・排水設計基準（ 〃 ）

サ 建築工事設計図書作成基準（ 〃 ）

シ 公共建築工事積算基準（ 〃 ）

ス 公共建築数量積算基準（ 〃 ）

セ 公共建築設備数量積算基準（ 〃 ）

ソ 公共建築工事標準仕様書（ 〃 ）

タ 公共建築改修工事標準仕様書（ 〃 ）

チ 建築物解体工事共通仕様書（ 〃 ）

ツ 建築工事標準詳細図（ 〃 ）

テ 公共建築設備工事標準図（ 〃 ）

ト 建築工事監理指針（ 〃 ）

ナ 建築改修工事監理指針（ 〃 ）

ニ 電気設備工事監理指針（ 〃 ）

ヌ 機械設備工事監理指針（ 〃 ）

ネ 建築保全業務共通仕様書（ 〃 ）

ノ 建築 CAD 図面作成要領（案）（ 〃 ）

ハ 建築工事内訳書作成要領（ 〃 ）

ヒ 営繕工事写真撮影要領（ 〃 ）

フ 工事写真撮影ガイドブック（ 〃 ）

ヘ 日本建築学会諸基準

### (3) その他施設基準

ア 陸上競技ルールブック（公益財団法人日本陸上競技連盟）

イ 屋外スポーツ施設の建設指針（公益財団法人日本スポーツ施設協会）

ウ 日本工業規格（JIS）

エ サッカースタジアムの建設・改修にあたってのガイドライン（公益財団法人日本サッカー協会）

オ スポーツ照明基準（JISZ9127:2020）

## 8 要求水準書の変更

### (1) 要求水準の変更事由

本市は、事業期間中に次のアからエまでの事由により要求水準書の変更を行うことがある。

ア 法令等の改正により、業務内容が著しく変更されたとき。

イ 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されたとき。

ウ 本市の事由により、業務内容変更が必要なとき。

エ その他、業務内容変更が特に必要と認められるとき。

### (2) 要求水準書の変更手続

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へに通知する。要求水準の変更に伴い、契約書に基づく事業者への支払金額を含め、契約の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。詳細は契約書において示す。

## 9 特許・著作権等の使用

### (1) 著作権

公募にて本市が示した図書の著作権は本市に帰属し、その他の提出書類の著作権は提案を行った応募者に帰属する。

ただし、本市は、本事業の公表及びその他本市が必要と認める場合、優先交渉権者として選定された事業者の提案書類の一部又は全部を無償で使用でき、優先交渉権者決定結果の公表に必要な範囲でその他の事業者の提案書類の一部を無償で使用できるものとする。

詳細は契約書において示す。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料及び施工方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担する。

## 10 モニタリングの実施

本市は、事業者から提出された計画書、報告書・成果品、その他必要な書類等によりモニタリングを実施する。

事業者は、本市が実施するモニタリングと連携して、自らの提案書を含め、実施要領、要求水準書、契約書等に掲げる要件を満たしているか、本市が客観的に確認できるよう努めるものとする。

本市は、モニタリング確認の結果、事業者が要求水準等を満たしていないと判断した場合は、事業者へに改善要求を行い、事業者は速やかに改善措置を行わなければならない。

## 11 保険の付保等

事業者は事業期間中、本事業の適切な実施のため必要な保険に加入すること。加入する保険の種別等については、本市と協議の上決定する。

事業者は、工事着手前に保険契約を締結したことを証明する書面（証紙等）の写しを

速やかに本市に提出すること。

## 第2 整備対象施設の基本条件

### 1 事業対象地について

#### (1) 概要

事業対象地は、入船山公園の一部をグラウンドとして利用している。なお、事業対象地内には、呉市立美術館別館が立地しているが、当該建築物は本事業の対象には含まないものとする。その他、敷地内に立地する管理事務所、公衆トイレ、更衣室、倉庫等の建築物や休憩場所（パーゴラ・ベンチ等）やフェンス等の工作物、並びに夜間照明、受変電設備等の設備機器（以下、「既存施設」という。）は、陸上競技場の整備に当たって解体、撤去、改修、移転、新設の対象とする。

事業対象地については、「添付資料1 事業対象地 見取り図」を参照すること。

表 事業対象地の敷地概要

項目	概要
所在地	広島県呉市幸町地内
敷地面積	公園全体面積約 77,980 m <sup>2</sup> （うち、事業対象地部分は、約 62,400 m <sup>2</sup> 、呉市立美術館別館 473.99 m <sup>2</sup> は除く。）
都市計画区域	広島圏都市計画区域
区域区分	市街化区域
地区計画	指定なし
高さ制限	指定なし
用途地域	準工業地域
防火地域又は準防火地域	該当なし
建蔽率／容積率	60％／200％
その他法規制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 呉中央景観づくり区域</li> <li>・ 土砂災害警戒区域（一部）</li> <li>・ 土砂災害特別警戒区域（一部）</li> <li>・ 広域指定避難所</li> </ul>

#### (2) 事業対象地内の既存施設・設備

事業対象地内に立地する既存施設・設備は以下のとおりである。

表 事業対象地内の既存施設・設備概要

施設種類	施設規模	備考
グラウンド（法面部分を除く）	約50,000m <sup>2</sup>	サッカー、軟式野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ等に利用
管理事務所	69.39m <sup>2</sup>	S 造, 2012年（平成24年）
広場利用者用トイレ	30.24m <sup>2</sup>	RC 造, 2012年（平成24年）
公衆トイレ①	約17.50m <sup>2</sup>	CB 造, 2004年（平成16年）
多目的トイレ	5.75m <sup>2</sup>	RC 造, 2001年（平成13年）

公衆トイレ②	約23.50㎡	RC造，1981年（昭和56年）
更衣室兼倉庫①	78㎡	RC造，1980年（昭和55年），耐震診断未実施
倉庫②	24.96㎡	RC造，建築年不明
夜間照明	合計17基	4基：LED 投光器1000W×16個 11基：高圧水銀灯1000W×4個，高圧ナトリウム灯400W×4個 2基：高圧水銀灯1000W×14個，高圧ナトリウム灯400W×21個
駐車場	122台	有料ゲート設置
その他，休憩場所（パーゴラ・ベンチ），ゴミ置き場，掲揚ポール，受変電設備等		



図 現多目的広場内の既存施設の状況

### (3) 事業対象地の条件

#### ア 地形

地形については、現状のグラウンド及び駐車場に高低差はない。敷地北西部の国道487号線とグラウンド及び駐車場に高低差があり、敷地への進入路は傾斜となっている。なお、地形の詳細については、「添付資料2 事業対象地測量図」及び「添付資料3 事業対象地高低差プロット図」を参照すること。

#### イ インフラ整備条件

インフラの整備状況については、「添付資料4 インフラ等の状況」を参照すること。なお、事業対象地に電話及び通信の引込みは、整備されていない。

#### ウ 地盤

地盤状況については、主要土質が砂質土層であり、支持層はGL-14m以深である。地盤の詳細については、「添付資料5 呉市総合スポーツセンター機能移転再配置資料作成業務 報告書～地質調査編～（抜粋版）」を参照すること。

なお、設計段階にて杭計画位置に対してボーリング調査を実施し、地盤改良等の対応が必要となった場合には、その費用については協議による。

#### エ 水道管理設状況

事業対象地の地下には、広島県水道広域連合企業団工業用水管（以下、「県工業用水管」という。）及び呉市水道局の上水道管（以下、「市上水道管」という。）が布設されている。埋設位置については、「閲覧資料 市上水道及び県工業用水管の埋設状況」を参照すること。

#### オ 地下空洞

事業対象地の地中には、地下空洞（旧地下壕跡）がある可能性が指摘されているため、建物計画位置の荷重がかかる部分については、必要に応じてボーリング調査を実施し、地下空洞状況を確認すること。地下空洞のリスクのある箇所については「添付資料5 呉市総合スポーツセンター機能移転再配置資料作成業務 報告書～地質調査編～（抜粋版）」を参照すること。

なお、ボーリング調査を実施し、地盤改良等の対応が必要となった場合には、その費用については、合理的な範囲で市が負担する。

#### カ 土地履歴

事業対象地の敷地は、過年度実施の土地履歴調査により「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」と判断されている。土地履歴調査の詳細については「添付資料5 呉市総合スポーツセンター機能移転再配置資料作成業務 報告書～地質調査編～（抜粋版）」を参照すること。

#### キ アスベスト

既存施設の解体撤去にあたり、必要に応じて対象となる建物のアスベスト調査を行うこと。調査の結果、アスベストの使用が認められた場合、処理方法についてあ

らかじめ本市と協議を行い、事業者において適切に処理を行うこと。なお、飛散性アスベスト含有材の処理費用については、合理的な範囲で本市が負担する。

#### ク その他埋設物等

事業者は、必要に応じて事業対象地にある地下埋設物（擁壁、埋設配管等）を取り除くものとする。一般的に建物に付随する雨水管、污水管、柵等以外で、予見できない地下埋設物等があった場合、その撤去等に要する費用については、合理的な範囲で市が負担する。

#### (4) 法規制等

以下の法規制等に基づき、事業を実施すること。

表 事業対象地における法規制等

法令	項目	概要
建築基準法・都市計画法	屋根の構造に係る区域指定（建法22条）	指定あり（広島圏都市計画区域に指定）
	都市施設	地区公園（4.4.904 入船山公園）
	景観計画区域・景観づくり区域	呉中央景観づくり区域
	開発許可／建築許可	都計法第29条第1項第3号に基づき、都市計画法に基づく開発、建築の許可不要で建設可能
都市公園法	公園施設の設置基準（法第4条） 公園施設の建築面積の基準の特例（施行令第6条）	公園施設の建蔽率は公園の敷地面積の2%まで。ただし、休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫等を設ける場合は10%を限度とすることができる
	運動施設の面積制限（施行令第8条）	都市施設内における運動施設の面積は、全体面積の50%まで
土壤汚染対策法	形質変更時要届出区域 指定解除形質変更時要届出区域	指定なし
	土地調査（法第3・4条）	所定の面積以上（900㎡又は3,000㎡）の形質変更をとまなう場合は必要な可能性あり
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域・警戒区域指定状況	急傾斜特別警戒区域有り。呉市土砂災害ハザードマップを確認すること。
埋蔵文化財（埋蔵文化財包蔵地の該当）		該当なし
環境アセスメント		対象外

## 2 整備対象施設の概要

整備対象施設の概要については以下のとおりである。

表 整備対象施設の概要

項目	概要
整備場所	入船山公園多目的広場（呉市立美術館別館を除く。）
主要施設	<日本陸上競技連盟第3種公認基準施設> トラック（全天候舗装）：400m×8レーン フィールド（天然芝）：105m×68m サブトラック：100m（直走路）
	観客席：約1,000席，芝スタンド
附属施設	ウォーミングアップスペース，多目的グラウンド，事務室，写真判定室，会議室，放送室，医務室，更衣室，シャワー室，夜間照明，器具庫，トイレ，緑地等
駐車場・駐輪場	普通乗用車：385台以上，車いす使用者用駐車場：6台以上， 大型バス：5台以上＋乗降スペース，駐輪場：117台以上

## 3 整備における前提条件

### (1) 事業対象地内の既存施設・設備の方針

「第2-1 (2) 事業対象地内の既存施設・設備」の「表 事業対象地内の既存施設・設備概要」に示す既存施設・設備については、「添付資料6 既存施設の取扱い方針」より，解体，撤去，改修，移転，新設，を行うこと。配置計画上，解体，撤去，改修，移転，新設，を行う必要がない場合は，存置としてもよいが必要とされる改修は行うこと。

### (2) 建築可能な公園施設の建築面積及び運動施設面積

事業対象地を含む入船山公園は都市公園（敷地全体面積約77,980㎡）に該当するため，以下に示す都市公園法に基づく公園施設の設置基準に適応している必要がある。

- ①公園施設として設けられる建築物の建築面積は公園の敷地面積の2%を超えてはならない。ただし，休養施設，運動施設，教養施設，備蓄倉庫等を設ける場合は10%上乗せできる。
- ②都市施設内における運動施設の面積は，全体面積の50%まで。

上記の基準より，本事業の実施に当たっての建築可能な公園施設の建築面積及び運動施設の面積を以下に示す。

表 整備可能な公園施設の建築面積・運動施設の面積

項目	最大面積	備考
公園施設の建築面積	6,827㎡	既存の公園施設（入船山記念館，呉市立美術館，呉市立美術館別館等）の建築面積を除く。
運動施設の面積	38,990㎡	陸上競技場（トラック，フィールド，サブトラック，スタンド），多目的グラウンド兼ウォーミングアップスペース

### 第3 整備対象施設の要求水準

#### 1 基本要件

項目	要件
安全性	a) 施設利用者が安全に施設を利用できるよう、十分な安全性能が確保されていること。 b) 歩車分離を行う等の歩行者に安全な計画とすること。また、駐車場の車両等の出入口については関係法令を遵守するとともに、周辺道路の形態及び交通量を考慮して、安全に留意した対策をとること。 c) 大会開催時による周辺道路の渋滞対策に考慮した計画とすること。 d) 施設利用者の安全性からできる限り死角が生じない配置計画とし、駐車場は見通しの確保に努めること。 e) 緊急車両の動線及び寄付きに配慮するとともに、同車両の進入については、関係法令等を遵守し、必要に応じ関係機関と協議を行うこと。防犯・セキュリティに配慮した計画とすること。
意匠・景観	a) 事業対象地は「呉市景観計画」より呉中央景観づくり区域に指定されているため、景観形成誘導基準等を踏まえた意匠・景観に配慮すること。
環境への配慮	a) 再生資源を活用した建材及び再生利用・再使用可能な建材の採用、解体が容易な材料の採用等、資源循環の促進を図り、廃棄物の減量に寄与できるものとする。こと。 b) 人体や環境への影響の少ない材料を採用し、人と環境に配慮した建物とするように努めること。 c) 周辺地域に与える日影、圧迫感、騒音、電波障害、風害等について、十分配慮した計画とすること。 d) 外皮、窓等の断熱性向上や庇による日射遮断など省エネルギーの観点に配慮すること。
バリアフリー・ユニバーサルデザイン	a) 年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰もが利用しやすいように配慮すること。計画に当たっては、スポーツ庁「スポーツ施設のユニバーサルデザイン化ガイドブック」や広島県「福祉のまちづくり整備マニュアル」等を適宜参照すること。 b) バリアフリーに配慮し全ての施設利用者にとって安全かつ快適・円滑な活動空間の整備を図る計画とすること。 c) 誰もが一見して理解でき、高齢者、障がい者、外国人等にも情報の共有化が図られ、わかりやすい明瞭なサインを計画すること。言語は、日本語、英語、ピクトグラム（絵文字）とし、点字も考慮し計画すること。
維持管理への配慮	a) ライフサイクルコストに配慮した計画とすること。躯体や仕上げ部材、設備機器等は、各々の更新時期を考慮の上、更新作業が効率的に行えるよう適切に計画すること。 b) 内外装や高所部、設備機器の清掃、点検・保守、更新等が容易かつ効率的に行える作業スペース、設備配管スペース、搬入・搬出ルート等を確保すること。 c) 長寿命かつ汎用性の高い設備や機材の使用に努めること。

## 2 本施設の整備条件

### (1) 配置計画

配置計画に当たっては、次の事項に留意して計画すること。

- ア 幸町地区整備方針等を踏まえた配置計画とすること。
- イ 都市公園内に立地する施設のアクセス動線等に配慮した計画とすること。
- ウ 車両と歩行者のそれぞれの利用形態を想定したアクセス動線を確保すること。
- エ 県工業用水管や地下空洞などの事業対象地の埋設状況に配慮すること。
- オ 大会やイベント時に考慮し、人たまりスペースの確保や施設利用者のスムーズな動線に配慮した配置とすること。

### (2) 平面・動線計画

平面・動線計画に当たっては、次の事項に留意して計画すること。

- ア 公共交通機関や自家用車など、想定される全ての交通手段の利便性に配慮すること。
- イ 競技利用、一般利用等の多様な利用形態に対応する機能的な動線計画とし、選手、大会関係者、観客、一般利用者などの動線が明確に区分され、維持管理及び運営が容易な施設とすること。
- ウ 災害時の避難動線を確保し、施設利用者の安全を確保するとともに、緊急車両の動線や寄付けにも配慮すること。
- エ 車いす使用者等の駐車場からのアクセスに配慮した動線計画とすること。

### (3) 造成計画

造成計画に当たっては、次の事項に留意して計画すること。

- ア 造成高の詳細なレベル設定については、施設の機能性、水はけ等を考慮し、事業者の提案による。
- イ 配置計画によって、敷地西側の自衛隊広島地方協力本部に面する崖地部分等、必要な部分は、整地を行い擁壁の設置を行うこと。
- ウ 配置計画等による擁壁・法面等の工事については事業者の提案による。

### (4) サイン計画

サイン計画に当たっては、次の事項に留意して計画すること。

- ア 周辺地域や公共交通機関利用者の動線を考慮し、案内サインを適宜設置すること。
- イ 本施設内に案内板や掲示板等を適宜設置すること。
- ウ 各施設・諸室等入口には、室名サインやピクトグラムを設けること。
- エ ユニバーサルデザインに配慮するとともに、表示面及び文字サイズなどについて景観との調和に配慮したものとすること。
- オ 設置するサインは、耐久性、耐候性のある素材、構造とすること。

### (5) 外構計画

外構計画に当たっては、次の事項に留意して計画すること。

- ア アプローチ部分には、植栽等を計画し、豊かな環境を創出すること。
- イ 植栽等の選定は、既存緑地との調和や維持管理に配慮したものを選定すること。
- ウ 植栽等、本施設の維持管理に必要な散水装置を設置すること。

エ 舗装は、美観及び耐久性・防滑性に配慮したものとする。

オ 侵入防止のため、本施設の周囲に門・囲障の計画を行うこと。また、既存のパーゴラやベンチ等は、本施設利用者以外の利用にも考慮し、門・囲障の設置位置の計画を行うこと。

### 3 各施設・諸室における要求水準

#### (1) 陸上競技場及び関連施設

##### ① 基本方針

- a 陸上競技場については、公認陸上競技場及び長距離競走路並びに競歩路規程（公益財団法人日本陸上競技連盟）に基づく公認陸上競技場第3種とし、陸上競技ルールブック（最新版）に準じた仕様とすること。
- b 各種競技に必要な備品の調達は、現陸上競技場で使用の備品を本市が移設するため、本業務に含めない。なお、現陸上競技場から移設する備品は、「添付資料9 現陸上競技場から移設する備品リスト」を参照すること。
- c 降雨時及び降雨直後にも利用できる施設とすること。

##### ② ट्रラック

- a ट्रラックの直走路及び曲走路は、公認陸上競技場第3種に準じ、1周の距離を400m及び8レーンとすること。
- b ट्रラックの配置は、基本的に敷地東部の前面道路（市道幸町1号線）に対し、平行に配置することとする。
- c ट्रラックは、全天候型とし、舗装の材質、色彩等については事業者提案とする。なお、舗装の材質は、競技者に配慮したものとし、色彩等については、周辺の景観と調和した色とすること。
- d ट्रラックのレーンマーキングについては、陸上競技ルールブック（最新版）に準じた仕様とすること。
- e 3,000m障害走を行うための施設を陸上競技ルールブック（最新版）の「陸上競技場公認に関する細則」に準じて整備すること。

##### ③ フィールド

- a インフィールドは、サッカー利用が可能な仕様とし、国際サッカー連盟(FIFA)推奨の規模105m×68mを確保すること。
- b インフィールドのサッカーピッチ及び予備エリアは、天然芝とすること。
- c 天然芝は、水はけが十分となるように整備すること。また、立地を考慮した適切な芝種の選定、育成に必要な条件（太陽光、土、風、水、温度等）を考慮し、必要な機能を整備すること。
- d 天然芝の自動散水設備を設置し、水はけに留意すること。
- e フィールドは、浸透管等の排水施設を適切に計画すること。
- f フィールド内には、投てき場（砲丸投1か所、やり投1か所、円盤投・ハンマー投：1か所、跳躍場（走幅跳・三段跳1か所（3レーン）、棒高跳1か所、走高跳1か所）を陸上競技ルールブック（最新版）の「陸上競技場公認に関する細則」に準じて整備すること。
- g 走り幅跳び走路とピットをトラック直走路と分けて設けること。

- h 円盤投とハンマー投げサークルは兼用とすることも可とする。
- i アウトフィールド及びインフィールドの半円部分は、両側ともにトラックと同等の全天候型舗装とすること。

#### ④ サブトラック

- a サブトラックは、4レーン100mの直走路を最低限確保しつつ、雨天時でも雨に濡れず練習可能な屋根付きとすること。
- b 舗装の材質、色彩等については事業者提案とする。

#### ⑤ スタンド観客席

- a スタンド観客席は、現陸上競技場と同程度の規模・仕様とすること。現陸上競技場のスタンドについては「添付資料 7 現陸上競技場 図面」を参照すること。
- b 観客席数は、約1,000席とすること。
- c スタンドは、観客の観戦環境に配慮した配置とすること。
- d 原則、観客席全面を屋根付きとして、雨天時でも観客の快適性に配慮したものとする。
- e スタンドの屋根を張り出し、サブトラックの屋根として兼ねることも可とする。
- f 法令で定められた規定を遵守し、車いす使用者の観覧スペースを設けること。
- g 観覧席は、転倒、転落事故防止等の安全性の確保に努めること。
- h 手すり等は安全性と視認性の両方に配慮したものとする。

#### ⑥ 芝スタンド

- a スタンドに隣接して芝スタンドを整備すること。
- b 芝は、天然芝とすること。
- c 広さは、約1,000人収容できる広さとし、分散配置も可能とする。
- d 芝生スタンドの詳細については、事業者の提案によるものとする。

#### ⑦ スタンド付属施設

- a スタンドの付属施設（事務室含む。）は、原則、鉄筋コンクリート造2階建とし、現陸上競技場と同様に観客席下に整備を行うこと（写真判定室及び放送室を除く。）。
- b 構造は、「官庁施設の総合耐震計画基準」における耐震安全性の構造体はⅡ類、建築非構造部材はB類、建築設備は乙類として計画すること。
- c 延べ面積は、現陸上競技場と同程度の規模とすること。
- d 各室の仕様については、現陸上競技場と同程度とし、各室の要求水準は以下のとおりである。
- e スタンド付属施設の各諸室の什器・備品については、本市が調達・設置を行うが、以下の諸室の要求水準に記載の什器・備品の設置を想定した諸室計画とすること。

表 スタンド附属施設の諸室の要求水準

諸室名	諸室の要求水準	想定規模
事務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付窓口用のカウンターを設けること。</li> <li>・事務用机 4 台程度及び事務機器の設置，電気・情報通信設備の管理を想定した計画とすること。</li> </ul>	約 20 m <sup>2</sup>
写真判定室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真判定用のカメラと装置は，運営に配慮し同室に設置を想定するが，設置方法については事業者提案とし，詳細については設計時に協議を行うこと。</li> <li>・写真判定用のカメラと装置は，現陸上競技場のものを本市が移設する。</li> <li>・写真判定室は，別棟とすることも可とする。</li> <li>・判定員 5 人程度の利用を想定している。</li> </ul>	約 35 m <sup>2</sup>
会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室は，大会・各種イベント開催時に主催者本部や控室としての利用も想定し，動線に配慮すること。</li> <li>・定員 80 人程度の利用を想定している。</li> <li>・3 人用の机 (W1800×D400×H720mm) 30 台及び椅子 90 台の設置を想定した計画とすること。</li> <li>・机及び椅子を収納できる収納庫を計画すること。</li> <li>・なお，机は折り畳み式 (可動式)，椅子は台車収納可能なものを想定している。</li> <li>・会議室以外にもイベント等多目的に利用できる室としての提案を行うこと。</li> </ul>	約 150 m <sup>2</sup> (収納庫は上記面積に含まず適宜計画すること)
放送室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観客席のある 2 階に整備すること。</li> <li>・放送設備を備えること。</li> <li>・室内は，遮音性を確保すること。</li> </ul>	約 15 m <sup>2</sup>
医務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けが・急病人の一時的な処置や静養ができる室とすること。</li> <li>・けが人等の搬送を想定した動線を確保すること。</li> <li>・流し台を設けること。</li> <li>・流し台は，シングルレバー混合水栓とし，水石鹸入れを設けること。</li> <li>・ベッド 2 台の設置を想定した計画とすること。</li> </ul>	約 15 m <sup>2</sup>
更衣室 (男女)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女それぞれ 20 人程度の利用を想定している。</li> <li>・男女それぞれトイレ 1 基を設けること。</li> <li>・男女それぞれ脱衣室を設けること。脱衣室内には洗面台を 3 台ずつ設けること。</li> <li>・洗面台は，自動混合水栓とし，水石鹸入れ及び鏡</li> </ul>	約 50 m <sup>2</sup> ×2 室

	<ul style="list-style-type: none"> <li>を設けること。</li> <li>・男女それぞれシャワーブース 4 基以上設け、うち 1 基は車いす使用者が利用可能のものとする</li> <li>こと。</li> <li>・男女それぞれコインロッカー（W1000×D500×H1800mm）2 台，ベンチ（W1800×D400×H370mm）4 台程度の設置を想定した計画とすること。</li> </ul>	
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分散配置も可とする。観客や大会運営者等の利用者の機能性と利便性に配慮し適宜配置すること。</li> <li>・スチール棚の設置を想定した計画とすること。</li> </ul>	適宜
器具庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上競技，各種球技に使用する器具保管として屋外から取り出しが可能な出入口を設けること。</li> <li>・スタンド附属施設内での分散配置や別棟とすることも可とする。観客や大会運営者等の利用者の機能性と利便性に配慮し適宜配置すること。</li> <li>・スチール棚の設置を想定した計画とすること。</li> </ul>	適宜
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男子トイレは小便器 3 基以上及び個室便器 2 基以上，女子トイレは，個室便器 3 基以上を設置し，それぞれ洗面台 2 台以上を設置すること。</li> <li>・洗面台は，自動混合水栓とし，水石鹸入れ，鏡及びハンドドライヤーを設けること。</li> <li>・個室便器は温水洗浄便座とすること。</li> <li>・自動水栓や自動洗浄等の設備を設置すること。</li> </ul>	適宜
多目的トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等で定められた規定を遵守した設置数とすること。</li> <li>・オストメイト，呼出し機能を備え，ベビーベット，ベビーチェアを配置するスペースを確保すること。</li> </ul>	適宜
授乳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベビーカーで入室できるように配慮すること。</li> <li>・流し台（シングルレバー混合水栓）を設けること。</li> <li>・ベビーベット 1 台，授乳用チェア 1 台の設置を想定した計画とすること。</li> </ul>	適宜
湯沸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流し台（シングルレバー混合水栓，コンロ付）を設けること。</li> <li>・冷蔵庫，食器棚の設置を想定した計画とすること。</li> </ul>	適宜
自動販売機設置スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機 4 台程度設置できるスペースを確保すること。</li> <li>・自動販売機は，委託による運営を想定し，電気子</li> </ul>	適宜

	メーターの設置を行うこと。	
エントランス、 廊下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エントランスは、駐車場や屋外施設からのアクセスに配慮した位置に計画し、エントランスホールは、十分な広さを確保すること。なお、総合スポーツセンター管理棟に展示してあるオリンピック采谷義秋の展示コーナーを移設すること（展示ケース H1500×W900×D450 mm，H850×W1200×D450 mm，写真パネル等）。</li> <li>・エントランスは、自動ドアとすること。</li> <li>・傘立てを設置するスペースを確保すること。</li> <li>・廊下は、車いす通行に配慮した広さを確保し、壁に手すりを設置すること。</li> </ul>	適宜
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外装仕上げ材は、周囲の環境との調和を図り、使用材料は、経年変化の少ない保守性のよいものとする。内部の仕上げは、経年変化の少ない保守性のよいものとし、部屋の機能に応じて使用目的にかなった最も適切な仕様とすること。</li> <li>・施設付近に備品等の洗浄に使用できる屋外水栓を設けること。</li> <li>・建築基準法上の居室、更衣室（男女）、授乳室については、冷暖房設備を設置すること。その他設置に関する詳細については、設計時に本市と協議すること。</li> <li>・照明器具、コンセント等は、什器等の配置を鑑み利便性に考慮した位置に適した数を設置すること。</li> <li>・総合スポーツセンター陸上競技場スタンド壁に設置してある掲示板（呉市陸上競技協会寄贈品）「栄光のあと」を移設すること（H1300×W6000 mm）。</li> <li>・その他、利便性の向上に資する有用な提案があれば、提案すること。</li> </ul>	

### ⑧ 多目的グラウンド兼ウォーミングアップスペース

- a 多目的グラウンドは、ソフトボールやグラウンドゴルフが最低限利用できるスペースとすること。
- b 広さは、ソフトボールコート1面分程度とすること。
- c 多目的グラウンドの周囲には、防球ネット及び立入防止柵を設置すること。
- d 防球ネットについては、既存施設の活用も可とする。
- e 大会開催時はウォーミングアップスペースとしての活用を想定している。
- f 配置場所については、事業者提案とする。

⑨ その他

- a 陸上競技場を1周できるジョギングコースを整備すること。なお、詳細な舗装の材質、色彩等、詳細については本市と協議を行うこと。
- bトラック周囲にテントスペース及び囲いありの投擲練習場（10m×10m）を確保すること。投擲練習場（10m×10m）の配置については、多目的グラウンド内の設置を可とするが、その他の利用に支障のない位置とすること。配置や規模等については事業者の提案によるものとする。

(2) 車両出入口・駐車場・駐輪場

① 整備方針

- a 新たに整備する駐車場の車両出入口は、大会開催時等の車両混雑緩和のため、市道幸町1号線側に確保すること。なお、車両出入口を確保するに当たって、警察協議等の調整を行うほか、歩行者動線と車両の交錯等に留意した動線計画とすること。
- b 既存駐車場を活用し、駐車場を分散配置とすることも可とする。
- c 駐車場・駐輪場の舗装は、耐久性、経済性、維持管理の容易性等の観点から判断した舗装とすること。

② 普通乗用車用駐車場

- a 事業敷地内に385台以上の駐車場を確保すること。
- b 駐車場は平置き駐車場とすること。

③ 車いす用駐車場

- a スタンド入口付近に6台以上の駐車場を確保すること。

④ 大型バス用駐車場

- a 事業敷地内に5台以上の駐車場を確保すること。
- b 乗降スペースを確保すること。
- c 競技者の安全面に配慮し、ウォーミングアップスペースと隔離すること。

⑤ 自転車駐輪場

- a 1台当たり約2㎡とし、117台以上を確保すること。
- b 駐輪場は全て屋根付きとすること。
- c 自転車の出し入れに支障のない通路幅を確保すること。

(3) その他屋外施設

① 休憩施設

- a 施設利用者の休憩・休息のため、ベンチ等の休憩施設を敷地全体にバランスよく配置すること。なお、市道幸町1号線側のパーゴラ、ベンチについては、配置計画や周辺道路の交通対策を踏まえ、取扱い方針を協議すること。

② 時計

- a 陸上競技場から時刻が容易に確認できる形式及び大きさの時計を1基設置す

ること。

b 仕様は太陽電池式時計（時刻自動補正タイプ）とすること。

#### (4) 設備計画

##### ア 電気設備計画

###### ① 基本事項

- a 引き込み方法は、「添付資料 8 入船山公園関係図面一式」より既存施設の引き込みルートを参照し、計画を行うこと。
- b 災害時、非常時を考慮した電力供給方法を検討すること。
- c 敷地内の電気設備等への配電については、地中配管を原則とする。
- d 更新性及びメンテナンス性を考慮し、容易に保守点検や改修工事が行える計画とすること。
- e 埋設時には、明示シートによる断線防止を講ずるとともに、埋設標を設置して配管経路がわかるようにすること。
- f コンセントは、用途に適した形式・容量を確保し、適切な位置に配置すること。
- g 本施設の電気設備は、事務室において集中管理が可能な仕様とすること。

###### ② 照明設備

###### a 基本事項

- ・照明の種類は、初期整備費や維持管理費等の経済性や災害時の利用に配慮したものとする。
- ・点灯は事務室により集中管理できるようにすること。

###### b 競技用夜間照明

- ・陸上競技場内の夜間利用を想定し配置すること。
- ・照明塔の解体、移転・新設については配置計画に基づき、事業者の提案によるものとするが、照明塔を存置する場合は、電球もしくは投光器を交換すること。
- ・照明塔を新設する場合、照明の高さ・配置は、周囲の景観、環境を考慮すること。
- ・2020 スポーツ照明基準 JIS Z 9127（陸上競技場及びサッカー場）で定められている照度を確保すること。

###### c 屋内照明（スタンド附属施設内）

- ・照明は、原則省エネルギー型器具(LED等)を使用すること。
- ・非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。

###### d 屋外照明

- ・園路や駐車場には、夜間の防犯性・安全性等の確保のため、園路灯を整備すること。
- ・照明のデザイン、材質、高さ及び設置箇所は事業者の提案とするが、設計時に本市と協議を行うこと。

- ・設置を行う灯具は、LED 照明とし、付着する埃等衛生面に配慮した器具を選定すること。
- ・照度センサー等を有効に活用することで消費電力の低減に努めること。

**③ 情報通信設備**

- a スタンド附属施設の事務室に配管配線を行うこと。
- b 事務室に外部との連絡が可能な電話回線を 1 回線以上引き込むこと。
- c 本市の地域イントラネットワークの利用に必要な光回線引込み、光配線用の配管敷設、通信機器の設置場所の確保、電源の確保、無線 AP 等機器の設置及び地域イントラネットワークが必要な箇所に LAN ケーブルの敷設を行うこと。

**④ 時刻表示設備**

- a 親時計をスタンド附属施設の事務室内に配置し、施設内要所に子時計を設置すること。

**⑤ 放送設備**

- a スタンド附属施設の放送室から施設内及び陸上競技場内全域をカバーできる放送設備を設置すること。
- b 非常放送と業務放送が可能な設備とすること。

**⑥ テレビ受信設備**

- a 各種テレビ、ラジオアンテナを、事務室に設けること。

**⑦ 防犯管理設備**

- a スタンド附属施設入口、駐車場等、防犯上必要な場所に監視カメラを設置し、基本的にカメラ設置の表示をすること。
- b 事務室にてモニター監視及び記録を行うことができる設備を設けること。

**⑧ エレベーター設備**

- a スタンド附属施設に 1 基設けること。
- b 利用者数の想定に応じた規模のエレベーターを適宜設置すること。
- c 障がい者や高齢者、車椅子等の利用に配慮した寸法や仕様とすること。

**⑨ 雷保護設備**

- a 落雷事故防止のため、避雷針等の雷保護設備の設置を行うこと。

**イ 空気調和設備計画**

- a スタンド附属施設には、冷暖房設備、換気設備を備えること。
- b 換気設備は、各室の用途に応じた換気方式を提案すること。
- c 排煙設備は、原則自然排煙とすること。
- d 熱中症対策として滞留スペース等にミスト冷却システム等の設備を事業者の提案によって計画すること。

## ウ 給排水計画

### ① 給水

- a 市上水道管の移設を行った上で接続を行うこと。
- b 給水工事については、呉市上下水道局と協議を行い、事業者負担にて工事を行うこと。
- c 上水を使用する施設は、各建築物、水飲み（飲料水、洗面）、散水栓を基本とすること。なお、トイレ水洗水や散水栓は、雨水利用も可能とする。
- d 水栓は、管理・運営上支障のない散水範囲を設定して配置すること。

### ② 排水

- a 雨水
  - ・雨水排水計画、雨水流出抑制等について、事前に計画を作成し提出すること。
  - ・排水先について、分流式のため事前に対策が必要となる流末管の管理者と協議を行うこと。
- b 汚水
  - ・汚水排水は、公共下水道に適切に排水できるよう排水施設を整備すること。
  - ・排水先、排水設備の構造及び排水量について、事前に本市の上下水道局と協議を行うこと。

## エ 消防設備計画

- a 関係法令に定める基準に従い、消防設備、消防水利等を適切に整備すること。
- b 事業対象地に防火水槽を設置予定のため、呉市消防局と協議を行い、適切な場所への配置を計画すること。なお、設置については呉市消防局が行うため、本事業には含めない。

## 第4 業務実施に係る要求水準

### 1 総則

#### (1) 業務に関する基本方針

事業者は、本施設が「第3 整備対象施設の要求水準」に示す条件を満たし、本事業の目的及び整備方針に合致した施設を整備すること。

#### (2) 対象業務

##### ア 設計業務（土木・建築）

- ① 事前調査業務
- ② 設計業務（土木・建築）

##### イ 建設業務（土木・建築）

- ① 既存施設の解体撤去等工事業務
- ② 建設業務（土木・建築）
- ③ 上水道管の移設業務（土木）
- ④ 什器・備品等の設置支援業務
- ⑤ 中間・竣工検査及び引渡し業務

##### ウ 工事監理業務

- ① 工事監理業務（土木・建築）

##### エ その他関連業務

- ① 各種許認可申請等の手続業務
- ② 陸上競技場の公認取得申請支援業務
- ③ その他これらを実施する上で必要な関連業務

#### (3) 業務全般について

ア 事業者は、本事業における設計、建設、工事監理業務の実施に当たり、本市との連絡窓口を一元化するための統括責任者を配置すること。

イ 事業者は、契約締結後、速やかに本事業の全体的なことに関する事業計画書を作成し、本市へ提出すること。

ウ 業務の詳細及び当該工事の範囲について、本市と連絡を取り、かつ、十分に打合せをして業務の目的を達成すること。

エ 業務の進捗状況に応じて、業務の区分毎に本市に設計図書等を提出する等の中間報告をし、十分な打合せを行うこと。

オ 基本設計、実施設計の段階で本市と要求水準書等との整合性についてモニタリングを受けること。

カ 本施設の施工等に伴って発生する建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握し、リサイクル計画書を提出すること。

キ 建築確認（計画通知）等の本事業に必要な許認可手続、有資格者の配置、試運転及び引渡し性能試験、更新計画の策定、工事中の環境保全・住民対応等の各種関連業務を行うこと。

- ク 本事業における本市の承諾は、本事業に係る事業者の責任を何ら軽減及び免除するものではない。
- ケ 事業者の統括責任者及び各業務責任者、並びに本市が参加する施設整備に関する関係者協議会を月1回以上の頻度で開催すること。

## 2 設計業務（土木・建築）

### (1) 実施体制

- ア 事業者は設計業務責任者を配置し、業務実施体制について、業務の開始前に本市に通知すること。変更が生じる場合は、事前に本市へ届け出ること。
- イ 組織体制は、設計業務責任者、意匠設計主任技術者、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者の記載を必須とし、変更が生じる場合は、事前に本市へ届け出ること。その他の担当技術者の配置は任意とする。

### (2) 事前調査業務

- ア 本事業で必要と考えられる調査について、事業者は、関係機関と十分協議を行った上で実施すること。なお、調査を実施する際は、調査前に本市と協議すること。
- イ 事業者は、契約締結後、速やかに調査内容、実施体制及び手順を記載した事前調査計画書を作成し、本市へ提出すること。また、調査を実施した都度、事前調査報告書を提出すること。
- ウ 現地調査に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

### (3) 設計業務（土木・建築）

- ア 事業者は、契約締結後、速やかに設計計画書を作成し、統括責任者及び工事監理者が承認の上、本市に提出して承認を得ること。なお、設計計画書には、責任者を配置した設計体制を定め、明記すること。
- イ 設計業務の進捗管理は、事業者の責任において実施すること。
- ウ 事業者は、設計計画書提出後、速やかに要求水準書等に基づき基本設計を行うこと。基本設計完了後、要求水準書等と適合することを確認した上で、その確認結果とともに、本市による確認を受けなければならない。本市は、基本設計の内容が要求水準書等に適合するか否かを確認するため、実施設計への着手は、当該確認を受けた後とすること。
- エ 事業者は、基本設計に基づいて実施設計を行うこと。実施設計完了後、要求水準書等と適合することを確認した上で、その確認結果とともに、本市による確認を受けなければならない。本市は、実施設計の内容が要求水準書等に適合するか否かを確認する。
- オ 本市は、事業者に設計の検討内容について、随時確認することができる。設計は、要求水準書等を基に、本市と十分に協議を行い、実施するものとする。
- カ 事業者は、設計業務の進捗状況等を記載した設計報告書を月1回程度本市に提出すること。
- キ 本市は、基本設計及び実施設計の内容に対し、事業者の提案主旨を逸脱しない範囲で、変更を求めることができることとする。この場合は、事業者は本市の求めに応じて設計・建設費の増減額や内訳等の提示及び設計・建設費の調整等に協力すること。設計の変更に関する事項は契約書で定める。

### 3 建設業務（土木・建築）

#### (1) 実施体制

- ア 事業者は建設業務責任者を配置し、業務実施体制について、業務の開始前に本市に通知すること。変更が生じる場合は、事前に本市へ届け出ること。
- イ 事業者は、法令に基づき監理技術者や主任技術者等を配置すること。変更が生じる場合は、事前に本市へ届け出ること。
- ウ 組織体制は、建設業務責任者、監理技術者、主任技術者、現場代理人等の記載を必須とし、変更が生じる場合は、事前に本市に届け出ること。その他の担当技術者の配置は任意とする。
- エ 土木企業及び建築企業が別企業である場合は、上記アからウについてそれぞれ満たすこと。

#### (2) 既存施設の解体撤去等工事業務

- ア 事業対象地内の既存施設・設備は、解体、撤去、改修、移転、新設等を行う。
- イ 解体、撤去、改修、移転・新設等の対象となる施設については、「添付資料6 既存施設の取扱い方針」を参照すること。
- ウ 事業者は、契約締結後、解体撤去等工事着工の2週間前までに、詳細工程表を含む解体撤去等工事計画書を作成し、統括責任者及び工事監理者が承認の上、本市に提出して承認を得ること。
- エ 解体、撤去、改修、移転、新設等により発生した廃棄物等については、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により適切に処分を行うこと。

#### (3) 建設業務（土木・建築）

##### ア 基本的事項

- a 事業者は、各種関係法令や工事の安全等に関する指針等を遵守し、要求水準書や設計図書等に基づき、本施設（建築・土木を含む。）の建設工事を実施すること。
- b 関係法令等を遵守し、安全及び環境に配慮した施工計画とすること。
- c 本工事は、労働者の週休2日の確保に配慮すること。また、建設業務においては、呉市週休2日制適用工事試行要領を準用し、対象期間中における現場閉所の報告又は週休2日交代制工事における休日確保状況チェックリストの提出を行うこと。ただし、4週8休を想定した経費補正及び未達成の場合の契約変更は行わないこととする。
- d 工事に当たっては、公的機関等（道路・警察・消防・上水道・下水道・電気・ガス・電話・学校等）や地元関係機関等（自治会等）と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。また、周辺公共施設等に損傷を与えた場合は、施設管理者等と協議の上、事業者の負担により復旧すること。
- e 工事中に発生する汚水、雨水の排水は上下水道局営業課と協議するとともに、排水先が道路側溝や水路となる場合は、各施設管理者と協議し、必要な手続きを行うこと。
- f 工事に当たっては関係法令等を遵守し、近隣への騒音・振動・塵埃等の影響を最小限にとどめるよう対策を講じること。やむを得ず損失補償等が生じた場

- 合は、事業者が誠意を持って解決に当たり、事業の円滑な進捗に努めること。
- g 工事時間については、祝日、土曜、日曜を除く 8:00~17:00 までとすること。ただし、近隣住民及び本市の同意が得られる場合を除く。
  - h 工事に伴って周辺家屋等に電波障害が発生するおそれがある場合は、事前に調査を行い、必要な時期に適切にその対策工事を実施すること。
  - i 工事期間（施設の解体・撤去から建設工事までの期間も含む。）においては、夜間の周辺地域の安全性に配慮して防犯灯を適切に設置すること。
  - j 工事における仮囲いの設置においては、角地部分は見通せる構造とする等、安全に配慮した形状とすること。
  - k 事業者は、住民説明会及び現場見学会が開催される場合は、本市の指示に従い、資料の作成や説明会の準備・進行・運営を行うこと。

#### イ 施工計画書の提出

- a 事業者は、設計成果物の検査完了後 2 週間以内に、建設等業務計画書（詳細工程表及び施工計画書（土木・建築のそれぞれで作成すること。）を含む。）を作成し、統括責任者及び工事監理者が承認の上、本市に提出して承認を得ること。
- b 事業者は、本市による建設等業務計画書の承認後、建設工事に着手すること。ただし仮設工事等、設計成果物の完成を待たずに着手できる軽微な工事については、本市と協議の上、先行して着手可能とする。

#### ウ 建設期間中

- a 事業者は、履行報告書を本市に毎月提出するほか、本市から要請があった場合、施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- b 事業者が行う工程会議に本市が立会う際、及び工事現場の施工状況を本市が確認する際は、事業者は協力すること。
- c 工事完成時には施工記録を用意し、本市の承認を得ること。
- d 工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮し、工事中における本施設の近隣通行者等への安全対策については万全を期すこと。
- e 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下、排水処理等については、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対策を行うこと。
- f 工事により発生した廃棄物などについては、法令等に定められたとおり適切に処理すること。なお、発生する廃棄物の処分先については、あらかじめ本市に報告すること。場外処分を行った場合は、搬出先の受入証明書並びにマニフェストの写しを提出すること。
- g 隣接する建物、道路などに損害を与えないよう留意し、事業者の過失によって工事中に汚損、破損をした場合の修繕及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- h 工事により、周辺地域に水枯れなどの被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合に、事業者の責任において対応を行うこと。
- i 施工計画において工事関係車両の駐車スペースを十分に確保し、周辺道路で工事関係車両を待機させないこと。
- j 工事現場の仮設事務所には、建設期間中の関係者協議会を開催できるよう、

会議スペースを設けること。

#### エ 負担金

- a 本施設に関する上水道・下水道・電気・ガス・電話・通信の取合点から本施設までの接続等工事に関する負担金については、事業者の負担とする。ただし、この工事負担金の清算等が必要となった場合は、その権利・義務は本市に帰属するものとする。
- b 工事中を含む仮設に伴う全ての負担金，工事費は，事業者の負担とする。

#### オ 事業期間中の提出書類

事業者は，事業期間中の提出書類を建設業務責任者が承諾の上，当該事項に応じて遅滞なく本市に提出し承認を得ること。

#### カ 施工管理

- a 事業者は，要求される性能が確実に実現されるよう施工管理すること。
- b 事業者は，各種関係法や工事の安全等に関する指針等を遵守し，設計図書や施工計画等に従って工事を実施すること。
- c 事業者は，什器・備品の設置との工程上の調整を十分に行い，工事全体について円滑な施工に努めること。

#### キ 廃棄物等の処理

建設や解体工事により発生した廃棄物等については，法令等に定められた方法により適切に処理，処分するとともに積極的に再生資源利用を図ること。

### (4) 上水道管の移設業務（土木）

- ア 事業対象地の地下には県工業用水管及び市上水道管が通っているため，管の不具合が生じた際は確認・補修を行うため，原則，建物等を建築することはできない。
- イ 県工業用水管は，現状のままとする。ただし，舗装する部分の埋設マンホールは地上へ嵩上げすること。また，上部の建物荷重の影響を抑えるため，現状と同等以上の土被り（約 1.77m 以上）を最低限確保した上で，施設を整備する際は一定の離隔（6m 以上）を取ること。なお，マンホールの嵩上げについては，広島県水道広域連合企業団と協議すること。
- ウ 市上水道は，管の上部に施設（スタンド，トラック，フィールドを含む。）を配置しないようにルートの変更，移設を行うこと。
- エ 上水道管の移設については，関係各課と協議を行い実施すること。

### (5) 什器・備品等の設置支援業務

- ア 陸上競技場内に配置する什器・備品（競技に関する用具を含む。）は，本市で調達・設置を行う。
- イ 什器・備品の適切な設置を行うため，レイアウト図の作成及び設置に関する助言等（製品に関する提案を含む）を行うこと。
- ウ レイアウト図の作成に当たっては，設計時に本市と協議をし，作成を行うこと。

## (6) 中間・竣工検査及び引渡し業務

### ア 中間検査

- a 事業者は、施工の進捗率が 50%となった時点で、自らにおいて本施設の中間検査を行うこと。
- b 事業者は、中間検査の実施内容及び日程を本市に報告し、調整を経て確認を受けること。
- c 事業者による中間検査を実施した後、本市による中間検査を実施する。

### イ 竣工検査

- a 事業者は、完成検査及び設備等の試運転検査等を実施すること。
- b 完成検査及び設備等の試運転検査等の実施については、実施日の 14 日前に本市に書面で通知すること。
- c 本市は、事業者が実施する完成検査及び設備等の試運転に立会うものとする。
- d 事業者は、本市に対して完成検査、設備等の試運転の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。
- e 本市は、事業者による完成検査、法令による完成検査及び設備等の試運転検査の終了後、事業者の立会いの下で、完成確認を実施するものとする。
- f 事業者は、本市による完成確認に必要な竣工図書を統括責任者及び工事監理者が承諾の上、完成時に提出すること（特記あるものを除く。）。

## 4 工事監理業務（土木・建築）

### (1) 実施体制

- ア 事業者は工事監理業務責任者を配置し、業務実施体制について、業務の開始前に本市に通知すること。変更が生じる場合は、事前に本市へ届け出ること。
- イ 組織体制は、工事監理業務責任者、意匠設計主任技術者、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者の記載を必須とし、変更が生じる場合は、事前に本市へ届け出ること。その他の担当技術者の配置は任意とする。

### (2) 工事監理業務

- ア 事業者は、工事監理の着手に際し、募集時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ工事監理業務計画書を作成し、本市の承諾を得ること。事業者は、工事監理業務計画書に基づき工事監理を行うこと。
- イ 工事を安全かつ円滑に進めるため、施工者への指導及び監督、施工者が実施する各種工事の連絡調整、工事現場の安全衛生管理の状況を確認し、本市へ報告を行う。また、工事監理者は現場事務所への常駐を義務付けるものではないが、不測の事態に備えて施工者等へ、その所在及び連絡先を常時明らかにしておくこと。
- ウ 工事監理業務内容は、国土交通省告示第 98 号 別添一 2 項に定められた標準業務とする。
- エ 事業者は、履行報告書を本市に毎月提出すること。

## 5 その他関連業務

### (1) 各種許認可申請等の手続業務

#### ア 事前協議等

事業者は、本事業における設計・建設業務等に必要となる諸手続きを遅滞なく行うこと。また、円滑に設計・建設業務を実施し、事業スケジュールに支障がないよう、関係機関との協議を適切に行うこと。

#### イ 申請等

- a 事業者は、設計・建設業務等に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないよう、適切な時期に実施すること。なお、各種申請に係る費用は事業者の負担とする。
- b 建設工事に伴う各種申請等について、関係法令等による全ての必要な手続きのリストを作成し、事前に本市の承認を得ること。
- c 建築基準法に基づく建築確認（計画通知）申請を行う際には、本市に事前説明を行うこと。
- d 各種許認可取得時には、本市にその旨の報告を行うこと。

### (2) 陸上競技場の公認取得申請支援業務

ア 新陸上競技場について公益財団法人日本陸上競技連盟（JAAF）の公認陸上競技場第3種の規程に基づく陸上競技場として、取得申請及び公認取得を本市が行う。事業者は、書類作成や協議、調整、検査等について支援すること。また、認定取得に必要な費用については、本市負担とする。

イ 事業者は、公認陸上競技場の検定に向けて、基本設計段階で検定員と協議を行うこと。

### (3) その他これらを実施する上で必要な関連業務

事業を実施するに当たり、要求水準書等で示す内容を満たす上で、その他に設計・建設業務上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障がないよう、事業者の責任において全て完備及び遂行すること。

## 第5 提出書類

本事業実施に当たり、提出が必要な書類は以下のとおりとする。事業者は、契約締結後、その他必要となる書類や提出部数について、本市の確認を受け提出すること。なお、記載内容については、適時、本市と協議を行い、追加・修正を行うこと。

### 1 計画書

	計画書名	提出時期	記載内容等
事業全体	事業計画書	契約締結後 速やかに	本事業に関係する全ての業務についての計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>各業務実施予定企業</li> <li>事業実施スケジュール</li> <li>統括責任者及び各業務責任者とその連絡先</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>
	設計業務 (土木・建築)	事前調査 計画書	契約締結後 速やかに
	設計計画書	契約締結後 速やかに	設計業務、建設業務に伴う各種許認可申請等の手続業務、補助金申請に係る資料作成支援業務を対象とする（設計業務仕様書を兼ねる。） <ul style="list-style-type: none"> <li>実施企業とその業務内容・仕様</li> <li>再委託等企業とその業務内容・仕様</li> <li>設計業務責任者の所属企業、経歴及び実績、保持資格、連絡先</li> <li>設計業務、許認可申請等業務スケジュール</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>
建設業務 (土木・建築)	解体撤去等 工事計画書	契約締結後、 工事着手の2 週間前まで	既存施設の解体撤去等工事業務を対象とする <ul style="list-style-type: none"> <li>実施企業とその業務内容・仕様</li> <li>再委託等企業とその業務内容・仕様</li> <li>建設業務責任者の所属企業、経歴及び実績、保持資格、連絡先</li> <li>解体撤去等業務スケジュール</li> <li>その他必要な事項</li> </ul>

建設業務 (土木・建築)	建設等業務計画書	設計成果物の検査完了後 2 週間以内	<p>建設業務, 上水道管の移設業務, 各種許認可申請等の手続業務, 補助金申請に係る資料作成支援業務, 中間・竣工検査及び引渡し業務を対象とする (建設等業務仕様書を兼ねる)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託料内訳書</li> <li>・施工計画書 (詳細工程表を含む。土木・建築のそれぞれで作成すること。)</li> <li>・実施企業とその業務内容・仕様</li> <li>・再委託等企業とその業務内容・仕様</li> <li>・建設業務責任者の所属企業, 経歴及び実績, 保持資格, 連絡先</li> <li>・施工スケジュール</li> <li>・各種検査内容とそのスケジュール</li> <li>・CORINS 登録</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
工事監理業務 (土木・建築)	工事監理業務計画書	契約締結後, 工事着手の 2 週間前まで	<p>工事監理業務を対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施企業とその業務内容・仕様</li> <li>・再委託等企業とその業務内容・仕様</li> <li>・工事監理業務責任者の所属企業, 経歴及び実績, 保持資格, 連絡先</li> <li>・工事監理業務スケジュール</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

## 2 報告書, 成果品等

	報告書名	提出時期	記載内容等
設計業務 (土木・建築)	事前調査報告書	調査を実施した都度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査日時, 場所, 調査結果</li> <li>・事前調査計画書との整合性の確認結果</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
	設計報告書	月 1 回程度 (協議により変更する場合もある。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計進捗状況</li> <li>・各種協議内容及びその対応結果</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

	基本設計図書	基本設計終了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図（A3縮小版を含む）</li> <li>・基本設計説明書</li> <li>・構造決定に係る資料</li> <li>・施工計画図</li> <li>・施工計画説明書</li> <li>・什器備品のレイアウト図</li> <li>・意匠決定にかかる資料</li> <li>・設備決定にかかる資料</li> <li>・要求水準書等との整合性の確認結果報告書</li> <li>・打合せ記録</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
設計業務（土木・建築）	実施設計図書 （既存施設の解体、撤去、改修、移転、新設等に関する設計も含む）	実施設計終了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計図（A3縮小版を含む）</li> <li>・実施設計説明書</li> <li>・構造計算書</li> <li>・工事費内訳書</li> <li>・数量調書</li> <li>・建築設備等計算書</li> <li>・施工計画図</li> <li>・施工計画説明書</li> <li>・什器備品のレイアウト図</li> <li>・要求水準書等との整合性の確認結果報告書</li> <li>・各種許認可関係図書（許可申請書・確認申請書等）</li> <li>・打合せ記録</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
建設業務（土木・建築）	解体撤去等工事報告書	工事完了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体工事日時，場所，工事結果</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
	上水道管の移設報告書	工事完了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移設工事日時，場所，工事結果</li> <li>・工事に関する図面</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
	履行報告書	月1回程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工実施結果</li> <li>・工事進捗状況</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

建設業務 (土木・建築)	竣工図書	本施設引渡し時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事完了届</li> <li>・ 工事記録写真</li> <li>・ 竣工図：土木，建築（付帯施設，植栽・外構等を含む），設備（電気，機械設備等）。各々につき，製本図（A3 製本 A4 観音）。</li> <li>・ 建築設備，の取扱説明書</li> <li>・ 更新計画書</li> <li>・ 竣工写真（内外全面カット写真をアルバム形式）</li> <li>・ 竣工調書</li> <li>・ 工事費内訳書</li> <li>・ 品質管理・安全管理報告書</li> <li>・ 各種試験成績書・報告書</li> <li>・ 空気環境測定結果報告書</li> <li>・ 要求水準書等との整合性の確認結果</li> <li>・ 各種許認可申請図書（確認済証，検査済証等含む）</li> <li>・ 履行報告書</li> <li>・ 工事工程報告書</li> <li>・ 産業廃棄物処理及び残土処理報告書</li> <li>・ 警備日誌等安全管理報告書</li> <li>・ 保証書及び取扱説明書</li> <li>・ 検査報告書</li> <li>・ 鍵引渡書・鍵リスト・鍵配置図</li> <li>・ 下請業者総括表</li> <li>・ 打合せ記録</li> <li>・ その他必要に応じて本市が指示する書類</li> </ul>
工事監理業務 (土木・建築)	履行報告書	月 1 回程度 (協議により変更する場合もある。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事内容</li> <li>・ 工事進捗状況</li> <li>・ 施工検査記録</li> <li>・ その他必要な事項</li> </ul>

※ 上記書類の提出方法，体裁，媒体，部数については，各業務時に別途指示する。